

# 訓練

## 原子力災害対策本部

※これは速報であり、数値等は今後変わることがある。

### 愛媛県伊予灘沖を震源とする地震による被害情報について (第6報：令和7年11月29日 10時30分現在)

令和7年11月28日に発生した地震による、現時点で把握している施設の状況及び政府の対応状況等の概要は、以下のとおりです。
<b>原子力施設の状況</b>
(1) 四国電力(株)伊方原子力発電所(愛媛県伊方町震度7)
1号機：廃止措置中
2号機：廃止措置中
3号機：運転中
○プラントの状態
11月28日
<3号機>
15:01 AL21(原子炉冷却材の漏えい)事業者判断
AL42(単一障壁の喪失又は喪失のおそれ)事業者判断
16:28 SE21(原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能)事業者判断
16:45 原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第10条事象と確認
17:00 AL25(非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ)事業者判断
11月29日
9:28 GE21(原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不可)事業者判断
9:28 AL24(蒸気発生器給水機能の喪失のおそれ)事業者判断
9:58 SE25(非常用交流高圧母線の30分以上喪失)事業者判断
10:28 GE25(非常用交流高圧母線の1時間以上喪失)事業者判断
○排気筒モニタ、モニタリングポスト(現時点で異常なし)
(2) 中国電力(株)島根原子力発電所(島根県松江市震度4)
1号機：廃止措置中
2号機：運転中
○プラントの状態、排気筒モニタ、モニタリングポスト(現時点で異常なし)
(3) 九州電力(株)玄海原子力発電所(佐賀県玄海町震度4)

# 訓練

1号機：廃止措置中
2号機：廃止措置中
3号機：運転中
4号機：運転中
(4) 九州電力(株)川内原子力発電所(鹿児島県薩摩川内市震度4)
1号機：運転中
2号機：運転中
○プラントの状態、排気筒モニタ、モニタリングポスト(現時点で異常なし)
(5) JAEA・人形峠(加工)(鳥取県三朝町震度3、岡山県鏡野町震度4)
○プラントの状態、排気筒モニタ、モニタリングポスト(現時点で異常なし)

## 【1. 総括関係】

### 1. 地震の概要について

#### (1) 発生日時・場所

令和7年11月28日

14:00 愛媛県伊予灘沖(北緯33.6度、東経132.3度)

震源の深さ 約10km、マグニチュード7.5(推定)

#### (2) 原子力施設所在地域における主な震度

震度7 : 伊方町

震度4 : 島根県松江市、佐賀県玄海町、鹿児島県薩摩川内市、岡山県鏡野町震度4

津波注意報 : 17:00解除

## 2. 政府の主な対応

### (1) 会議等の設置

令和7年11月28日

緊急参集チーム・各省庁リエゾンを招集

14:05 伊方原子力発電所に係る原子力規制委員会・内閣府事故合同警戒本部を設置

14:05 伊方原子力発電所に係る原子力規制委員会・内閣府事故合同現地警戒本部を設置

16:47 伊方原子力発電所に係る原子力規制委員会・内閣府事故合同対策本部設置

伊方原子力発電所に係る原子力規制委員会・内閣府事故

# 訓練

合同現地対策本部設置

令和7年11月29日

9:45 原子力規制委員会が原災法第15条に該当する事象が発生したことを認定

10:50 原子力緊急事態宣言を発出  
原子力災害対策本部設置

## (2) 政務・幹部等参集状況

### 【官邸】

原子力規制委員会

原子力規制庁 山中委員長、杉山委員、金子長官、市村技監  
内閣府（原子力防災）石原大臣、友納政務官、松下政策統括官

### 【原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）】

原子力規制委員会 長崎委員、神田委員、山岡委員  
原子力規制庁 児嶋次長、古金谷総括審議官  
内閣府（原子力防災）

### 【内閣府】

高城審議官

### 【伊方オフサイトセンター（OFC）】

内閣府（原子力防災） 辻副大臣、福島審議官  
原子力規制庁

### 【四国電力（株）事態即応センター】

原子力規制庁 杉本審議官

## (3) 被ばく限度の引き上げ

令和7年11月29日

9:28 被ばく線量引き上げに相当する事象（GE21）が発生

9:45 人事院及び厚生労働省に連絡

9:45 人事院において、伊方原子力発電所の原子力運転検査官に係る放射線の特例緊急被ばく限度を250mSvと定めた。（事象発生の時刻（9:28）から有効）

# 訓練

9：48 厚生労働省において、伊方原子力発電所の緊急作業に従事する者の特例緊急被ばく限度を250mSvと定めた。

## 【2. 原子力施設の被害状況に関する情報】

### 1. 四国電力（株） 伊方発電所

#### (1) 事象発生前のプラントの状況

1号機	廃止措置中
2号機	廃止措置中
3号機	運転中

#### (2) トラブルの経過

##### 【共通】

令和7年11月28日

- 15:01 【警戒事態】3号機において、原子炉冷却材の漏えい(AL21)、単一障壁の喪失又は喪失のおそれ(AL42)に該当すると事業者判断。
- 16:28 【施設敷地緊急事態】3号機において、原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能(SE21)に該当すると事業者判断。
- 16:45 3号機において、原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第10条事象と確認。

令和7年11月29日

- 9:28 【全面緊急事態】3号機において、原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能(GE21)に該当すると事業者判断。
- 9:45 3号機において、原子力規制委員会が一次冷却材の漏えい時において高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプ全てが起動不能となり、非常用炉心冷却装置による注水が不能との理由から、原子力災害対策特別措置法第15条事象と認定。

##### 【1号機】

令和7年11月28日

- 14:00 外部電源から受電中。

##### 【2号機】

令和7年11月28日

- 14:00 外部電源から受電中。

# 訓練

## 【3号機】

令和7年11月28日

- 14:00
- ・地震加速度大で原子炉自動停止。
  - ・500kV送電線から受電不能、予備変圧器故障により、外部電源喪失。
  - ・非常用ディーゼル発電機 (A) (B) 起動。
  - ・電動補助給水ポンプ (A) (B)、タービン動補助給水ポンプにより給水中。
  - ・外部電源喪失に伴い、使用済燃料ピットポンプ (A) (B) が停止。
- 14:03 格納容器塵埃モニタ及び格納容器ガスモニタの指示値上昇により一次冷却材の漏えいを判断。
- 14:09 充てんポンプ (B) (C) 起動。
- 14:25 一次冷却材の漏えい量の低減のため、一次冷却材の減圧を開始。
- 14:32 予備変圧器冷却器上部の破損及び堰内の油の漏えいを確認。
- 14:34 一次冷却材圧力の 11.3MPa までの減圧が完了。
- 14:35 500kV送電線が川内変電所の GIS ブッシングの損傷により早期復旧不可。
- 14:47 使用済燃料ピットポンプ (B) 起動により、使用済燃料ピットの冷却を再開。
- 14:59
- ・加圧器水位の低下を確認。高圧注水ポンプ (A) (B)、余熱除去ポンプ (A) (B) を手動起動。
  - ・使用済燃料ピットポンプ (B) が停止。
- 15:01 **【警戒事態】** 原子炉冷却材の漏えい(AL21)、単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) に該当すると事業者判断。
- 15:05 充てんポンプ (B) (C) を起動し、炉心注水を再開。
- 15:08 一次冷却材の減圧操作を実施。
- 15:19 高圧注入ポンプ (A) (B) 及び余熱除去ポンプ (A) (B) を手動停止。
- 15:26 格納容器再循環ファン (A) (B) (C) (D) 起動。
- 15:32
- ・6-3C、4-3C1、C2 母線が停電。
  - ・非常用ディーゼル発電機 (A) が母線側の故障に伴って過電流により停止。
  - ・電動補助給水ポンプ (A)、格納容器再循環ファン (A) (B) が停止。
- 15:35 使用済燃料ピットポンプ (B) 起動。
- 16:12
- ・非常用ガスタービン発電機を起動。
  - ・蓄圧タンク (A) 出口弁の電源供給を開始。
- 16:28 余熱除去ポンプ (B) のモーター軸受部 (負荷側) に焦げ跡があり、運転不可を事業者判断。

# 訓練

- 16:28 【施設敷地緊急事態】原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能(SE21)に該当すると事業者判断。
- 16:45 原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第10条事象と確認。
- 17:00 【警戒事態】非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ(AL25)に該当すると事業者判断。
- 19:23 充てんポンプ(B)を停止。(漏えい量の減少により充てんポンプ1台の注入で1次系保有水が維持可能)
- 21:55 代替格納容器スプレイポンプが油の漏えいのため起動不可。

令和7年11月29日

- 1:34 特重施設の電源設備に異常を確認。(特重施設による注水不可)
- 9:28 ・6-3D母線が重故障し、非常用ディーゼル発電機(B)が停止したため、全交流動力電源喪失。  
・高圧注水ポンプ起動不可。  
・充てんポンプ(C)が停止したため、炉心注水不可。  
・電動補助給水ポンプ(B)が停止。  
・使用済燃料ピットポンプ(B)が停止。
- 9:28 【全面緊急事態】原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能(GE21)に該当すると事業者判断。
- 9:28 【警戒事態】蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24)に該当すると事業者判断。
- 9:38 ・主蒸気逃がし弁の現場操作による冷却開始。  
・300kVA電源車による4-3D1, 3D2への給電操作を開始。
- 9:45 原子力規制委員会が一次冷却材の漏えい時において高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプ全てが起動不能となり、非常用炉心冷却装置による注水が不能との理由から、原子力災害対策特別措置法第15条事象と認定。
- 9:58 【施設敷地緊急事態】非常用交流高圧母線の30分間以上喪失(SE25)に該当すると事業者判断。
- 10:03 蓄圧タンク(A)による注水を開始。
- 10:08 ・6-3D母線の複数個所に変形や焦げ跡があり、早期復旧は不可。  
・高圧注入ポンプ(B)、格納容器スプレイポンプ(B)の遮断器の本体及びフレームに変形があり早期復旧は不可。
- 10:10 蓄圧タンク(A)による注水を停止。

(3) 施設の現在の状況

# 訓練

## ① 止める

1号機	—
2号機	—
3号機	原子炉自動停止

## ② 冷やす

1号機	—
2号機	—
3号機	・炉心注水なし ・タービン動補助給水ポンプによる給水

## ③ 閉じ込める

1号機	—
2号機	—
3号機	モニタリングポスト指示値に変化なし

## ④ 使用済燃料プール

1号機	—
2号機	冷却中
3号機	冷却機能喪失

## (4) 進展予測と対応戦略

### 【共通】

<進展予測>—

<対応戦略>—

### 【1号機】

<進展予測>—

<対応戦略>—

### 【2号機】

<進展予測>—

<対応戦略>—

# 訓練

## 【3号機】

### <進展予測>

全交流動力電源喪失・炉心注水機能喪失（11/29 9:28）が発生した場合の評価  
（11/29 10:01時点）

- ・炉心損傷 11/30 6:37頃
- ・格納容器限界圧力到達 12/10 5:57頃

### 《使用済燃料ピット》

冷却機能が喪失（11/29 9:28）した場合の評価（11/29 9:56時点）

- ・使用済燃料ピット温度100℃到達予測 12月4日 19:00頃

### <対応戦略>

#### ①電源：

- ・空冷式非常用発電装置（準備未実施）
- ・外部電源187kV, 66kV（非常用変圧器及び給電ケーブル敷設）（準備未実施）

#### ②冷却：

##### 《蒸気発生器給水》

- ・蒸気発生器代替注水ポンプ（準備中 11:50完了予定）
- ・中型ポンプ車及び加圧ポンプ車（淡水）（9:37準備開始）

##### 《炉心注水》

- ・蓄圧タンク (B) (C)（待機中）
- ・中型ポンプ車及び加圧ポンプ車（淡水）（9:37準備開始）

##### 《格納容器冷却》

- ・格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却（9:38準備開始）

#### ③その他：—

## 【3. 住民防護関係】

### ○ オフサイトの直近の対応状況

令和7年11月28日

14:05

関係地方公共団体に連絡体制の確立等を要請（AL1）

15:17

関係地方公共団体にPAZ及び予防避難エリア内の施設敷

# 訓練

	地緊急事態要避難者の避難準備を要請（AL2）
16:55	PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の屋内退避を要請（SE） PAZ及び予防避難エリア内の住民に避難準備を要請（SE）
令和7年11月29日	
10:50	PAZ及び予防避難エリア内の住民の避難を指示（GE） UPZの住民の屋内退避を指示（GE）
＜避難状況等＞	
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設敷地緊急事態要避難者の避難開始（11月28日 18:30）</li> <li>施設敷地緊急事態要避難者の避難完了。高リスク者は屋内退避を実施中（11月29日 6:00）</li> </ul>	

## 1. 住民避難に関する情報

### (1) 避難準備要請区域

令和7年11月28日	
15:17	<p>四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難の準備を開始することを要請（AL2）</p> <p>（注）施設敷地緊急事態要避難者 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</p> <p>ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者</p> <p>ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</p>
16:55	PAZ及び予防避難エリアの住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は、避難の準備を開始することを要請（SE）

### (2) 避難要請・指示区域

令和7年11月28日	
16:55	PAZ及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者は、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること

# 訓練

	を要請（SE）
令和7年11月29日	
10:50	PAZ、予防避難エリアの住民及び一時滞在者に対して、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難するよう指示（GE） 避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者に対しては、安全な形で避難できるよう準備を進めているため、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続するよう指示（GE）

### (3) 屋内退避準備要請区域

令和7年11月28日	
15:17	避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避の準備を開始することを要請（AL2）

### (4) 屋内退避指示区域

令和7年11月28日	
16:55	避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているため、その準備が整うまでの間は屋内退避することを要請（SE）
16:55	UPZの住民は、屋内退避の準備を開始することを要請（SE）
令和7年11月29日	
10:50	UPZの住民及び一時滞在者に対して、屋内退避するよう指示（GE）

### (5) 住民避難状況

令和7年11月28日	
16:00	<p>【瀬戸地域 足成（あしなる）地区（PAZ内）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道255号線 南側付近において道路の側方流出・亀裂等により通行不可、山間部の迂回路も土砂崩れにより道路が寸断され、孤立状態（99人、SE要避難者とGE避難者どちらも含む）</li> <li>・ 避難手段については検討中</li> </ul> <p>【伊方地域 田之浦（たのうら）地区（PAZ内）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の側方流出・亀裂等により通行不可、迂回路もなく孤立状態（109人、SE要避難者とGE避難者どちらも含む）</li> </ul>

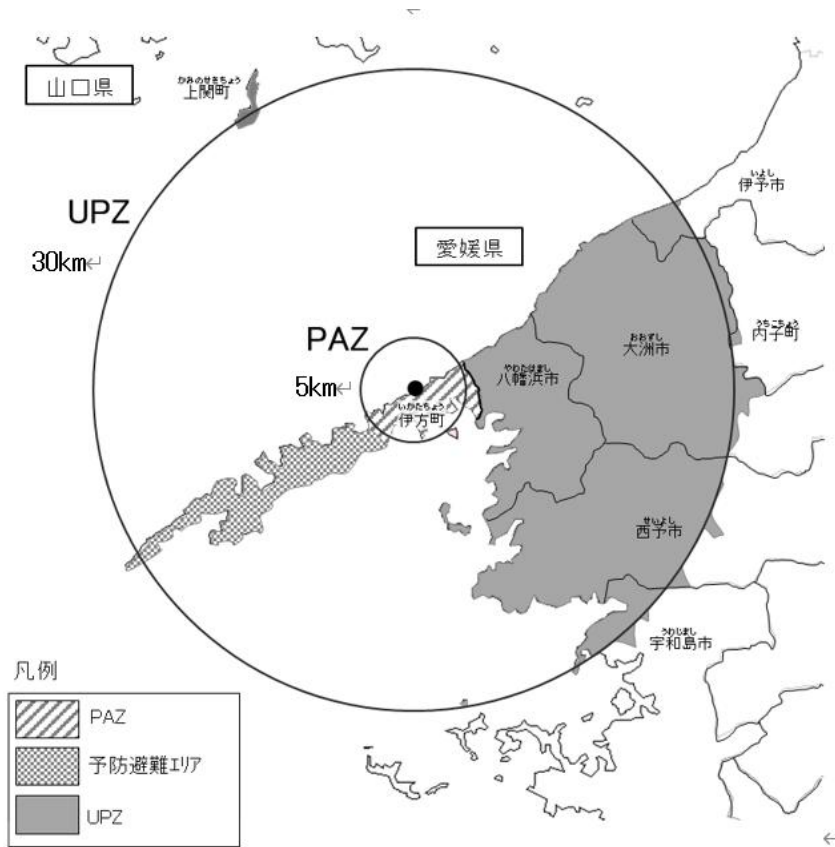
# 訓練

	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難方法については検討中</li> </ul> <p>【屋内退避継続に関する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高リスク者は、つわぶき荘で25名、瀬戸あいじゅで19名、三崎つわぶき荘で14名が屋内退避を実施中(支援者である職員は50名)</li> </ul> <p>【避難先・避難手段・避難状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>孤立地区を除くPAZ(伊方町(伊方地域全域+瀬戸地域の一部))における施設敷地緊急事態要避難者等については、松前町ホッケー公園を經由し、松前町へ陸路で避難</li> <li>国道197号線の分断により計画上の陸路避難が困難な予防避難エリア(伊方町(瀬戸地域の一部+三崎地域全域))における施設敷地緊急事態要避難者等については、三崎(みさき)港→松山(まつやま)観光港での海路避難(三机(みつくえ)港は使用不可)</li> </ul>
18:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町施設敷地緊急事態要避難者の避難開始</li> </ul>
20:35	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立した足成地区の施設敷地緊急事態要避難者の避難については、伊方町民グラウンドまでの空路避難を実施し、施設敷地緊急事態要避難者のPAZ地域からの離脱が完了(20:30)</li> <li>孤立した田之浦地区の施設敷地緊急事態要避難者の避難については、八幡浜港までの海路避難を実施し、施設敷地緊急事態要避難者を含めた全ての住民がPAZ地域からの離脱を完了(20:30)</li> <li>瀬戸地域、三崎地域の予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者の避難については、松山観光港までの海路避難を実施し、予防避難エリアからの離脱をリスク高者を除き完了(20:30)</li> </ul>
令和7年11月29日	
6:00	<p>【瀬戸地域 足成地区(PAZ内)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県道255号線 足成地域南側付近で道路の側方流出・亀裂等により通行不可。山間部の迂回路も土砂崩れにより道路が寸断。孤立状態(99人)のため、県防災ヘリと陸自ヘリを活用し、足成地区(空路)→伊方中学校(陸路)→松前町で避難を実施。</li> <li>施設敷地緊急事態要避難者は避難完了。一般住民も避難中。</li> </ul>

# 訓練

	<p>【伊方地域 田之浦地区（PAZ内）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の側方流出・亀裂等により通行不可。迂回路もなく孤立状態（109人）のため、田之浦港（海路）→八幡浜港（陸路）→松前町で避難を実施。</li> <li>・ 施設敷地緊急事態要避難者は避難完了。一般住民も避難完了。</li> </ul> <p>【屋内退避継続に関する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高リスク者は、つわぶき荘で25名、瀬戸あいじゅで19名、三崎つわぶき荘で14名が屋内退避を実施中</li> </ul> <p>【避難先・避難手段・避難状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PAZ（伊方町（伊方地域全域＋瀬戸地域の一部））における施設敷地緊急事態要避難者については、松前町ホッケー公園を経由し、松前町へ陸路で避難</li> <li>・ 国道197号線の分断により計画上の陸路避難が困難な予防避難エリア（瀬戸地域の一部＋三崎地域）の施設敷地緊急事態要避難者については、三崎港→松山観光港での海路避難。（三机港は使用不可）</li> <li>・ 施設敷地緊急事態要避難者等は全員避難完了（孤立地区の施設敷地緊急事態要避難者等も含む。※高リスク者は除く。）</li> </ul>
8 : 3 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立した足成地区の県防災ヘリ及び陸上自衛隊ヘリ支援による伊方中学校までの空路避難開始</li> </ul>

# 訓練



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	愛媛県	伊方町の一部 (①)
予防避難エリア	愛媛県	伊方町の全域 (①を除く)
UPZ	愛媛県	八幡浜市の全域
		大洲市の一部
		西予市の一部
		宇和島市の一部
		伊予市の一部
	内子町の一部	
	山口県	上関町の一部

# 訓練

## 施設敷地緊急事態要避難者及び支援者数

区分		要避難者数 (うち支援者数)	要支援者数内訳 (うち支援者数)	避難先
P A Z	伊方地域	793人 (304人)	小中高校、保育所の児童等:434人(144人)、在宅要支援者:190人(99人)、医療機関・福祉施設入所者119人(36人)、高リスク者:50人(25人)	松山市 松前町
	瀬戸地域	4人 (2人)	在宅:4人(2人)	松前町
P A Z 計		797人(うち支援者306人)		
予 防 避 難 エ リ ア	瀬戸地域	323人 (134人)	小中高校、保育所の児童等:121人(57人)、在宅要支援者:52人(27人)、医療機関・福祉施設入所者113人(32人)、高リスク者:37人(18人)	松山市 松前町
	三崎地域	487人 (152人)	小中高校、保育所の児童等:306人(76人)、在宅要支援者:112人(52人)、医療機関・福祉施設入所者48人(17人)、高リスク者:21人(7人)	松前町 東温市
予 防 避 難 エ リ ア 計		810人(うち支援者286人)		
合計		1,607人(うち支援者592人)		

# 訓練

## PAZ住民及び予防避難エリア住民（SE要避難者を除く）

地域名	対象者 (SE要避難者を除く)	避難先
伊方(PAZ)	3,218名	今治市
瀬戸(PAZ)	106名	今治市
瀬戸(予防避難エリア)	1,005名	松前町
三崎(予防避難エリア)	1,707名	別府市・大分市
合計	6,036名	

## UPZ(予防避難エリアを除く)の住民

市町村	屋内退避実施対象者
八幡浜市	30,345名
大洲市	37,040名
西予市	25,462名
宇和島市	3,412名
伊予市	597名
内子町	126名
上関町	18名
合計	97,000名

## (6) 周辺の被害状況

令和7年11月28日	
17:14	<p>【道路の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>松山自動車道(中山スマートIC～内子五十崎IC)点検通行止め。</li> <li>その他の高速道路の通行止めは解除</li> </ul> <p>【一般国道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道56号線、国道197号線、国道378号線において土砂崩れ、橋の崩落により通行止めが発生</li> <li>松山市内の海沿い地区を中心に、液状化が大規模に発生、これにより松山市内の道路が所々通行止めとなっている</li> </ul> <p>【港湾の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検の結果、松山市の松山観光港、伊方町の三崎港、田之浦漁港、伊方港、八幡浜市の八幡浜港使用可能、その他は点検中により使用不可</li> </ul> <p>【漁港の状況】</p>

# 訓練

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足成港の防波堤の倒壊及び岸壁の損傷により使用不能となっている他は使用可能</li> </ul> <p>【鉄道の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 予讃線は川之江～松山間、JR 予讃・内子線は松山～宇和島間、JR 予讃線（愛ある伊予灘線）は向井原～伊予大州間、JR 予土線は真土～宇和島間、伊予鉄道高浜線は全線、伊予鉄道郡中線は全線、伊予鉄道横河原線は全線、伊予鉄道各系統は全線が運転を休止中</li> </ul> <p>【空港の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港施設については供用を再開。17：00時点で松山空港を離発着する便に遅れが出ている模様</li> </ul>
17：16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松山市内、松前町内沿岸部を中心に大規模な液状化により被害が発生。松前町は被害対応のため全面緊急事態における伊方町全住民の受け入れが困難であり、施設敷地緊急事態要避難者及び全面緊急事態における予防避難エリア（瀬戸地域）住民の避難先を松前町へ、全面緊急事態におけるPAZ住民の避難先を今治市として調整完了</li> </ul>
令和7年11月29日	
5：00	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松山自動車道（中山スマートIC～内子五十崎IC）、各自動車道の通行止め情報なし</li> </ul> <p>【一般国道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道56号線：橋梁段差4ヶ所（上下線通行止め）、松前町永恵橋：橋梁段差確認（上下線通行止め）、松前町長尾谷川橋：橋梁段差（上下線通行止め）、伊予市大谷川橋：橋梁段差（上下線通行止め）、伊予市伊予跨線橋：橋梁損傷</li> <li>・ 国道197号線：保内大橋（八幡浜市保内町宮内）橋の崩落（上下線通行止め）、伊方橋（西宇和郡伊方町湊浦）橋の崩落（上下線通行止め）、二見第2橋（西宇和郡伊方町二見）橋の崩落（上下線通行止め）</li> <li>・ 国道378号線：津波による冠水及び被害数ヶ所（上下線通行止め）、長浜大橋（大洲市長浜）橋の崩落（上下線通行止め）</li> </ul> <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 予讃線：川之江～松山間運休、JR 予讃・内子線：松山～宇</li> </ul>

# 訓練

	<p>和島間運休、JR 予讃線（愛ある伊予灘線）：向井原～伊予大州間運休、JR 予土線：真土～宇和島間運休、伊予鉄道高浜線、伊予鉄道郡中線、伊予鉄道横河原線、伊予鉄道各系統：全線運休</p> <p>【空港】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>各空港は供用可能。旅客便の運休情報なし</li></ul> <p>【港湾】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>三机港、長浜港、伊予港、松前港、松山港は防波堤倒壊及び岸壁損傷により使用不可。その他の港湾については供用可能</li></ul> <p>【漁港】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>足成港の防波堤の倒壊及び岸壁の損傷により使用不能となっている他は使用可能</li></ul>
--	---

## 【4. 医療関係】

<b>○ オフサイトの直近の対応状況</b>
・ 安定ヨウ素剤：備蓄場所の被災状況 被災なし
・ 原子力災害医療：被ばく傷病者 あり（4名）／他傷病者 あり（2名）
・ 原子力災害拠点病院：被災なし、傷病者受け入れ可能

### 1. 安定ヨウ素剤の服用に関する情報

令和7年11月28日

16：31 安定ヨウ素剤備蓄場所の被災状況：被災なし

令和7年11月29日

8：56 PAZ地区内事前配布状況：42.3%

配布場所：各一時集結所

9：50 国家備蓄安定ヨウ素剤輸送要請

### 2. 原子力災害医療に関する情報（安定ヨウ素剤の服用に関する情報を除く）

#### （1）基本情報

令和7年11月28日

15：00 ERC 要員7／9名参集済み

15：25 高度被ばく医療支援センターの参集状況

弘前大学：4名

# 訓練

福井大学：3名

福島医大：3名

広島大学：5名

長崎大学：3名

15：27 指定公共機関の参集状況

量子科学技術研究開発機構（QST）：10名

日本原子力研究開発機構（JAEA）：15名

15：45 自施設の被災状況

量子科学技術研究開発機構（被災なし、受け入れ可能）

弘前大学（被災なし、受け入れ可能）

福井大学（被災なし、受け入れ可能）

福島医大（被災なし、受け入れ可能）

広島大学（被災なし、受け入れ可能）

長崎大学（被災なし、受け入れ可能）

15：45 広島大学地域の拠点病院の受入可否

中国・四国地方（愛媛県を除く）：3病院可能

近畿地方・中部地方・北陸地方：5病院可能

16：38 協力機関の傷病者受入可否

中国・四国地方（愛媛県を除く）：4病院可能

近畿・中部・北陸地方：11病院可能

令和7年11月29日

9：49 愛媛県内の原子力災害拠点病院の受入可否

4拠点病院受け入れ可能

## （2）負傷者関連

令和7年11月28日

14：55 傷病者2名（傷病者A：40歳代、傷病者B：30歳代）

傷病者A

意識あり、出血あり、外傷あり

14：00 管理区域内にて受傷

15：25 原子力災害拠点病院へ搬送開始

傷病者B

意識あり、出血あり、外傷あり

14：00 管理区域内にて受傷

15：05 原子力災害拠点病院へ搬送開始

15：53 傷病者2名（傷病者C：40歳代、傷病者D：30歳代）

# 訓練

## 傷病者C

意識あり、出血あり、外傷あり

14:48 3号タービン建屋（管理区域外）にて受傷

16:00 原子力災害医療協力機関へ搬送開始

## 傷病者D

意識あり、出血なし、熱傷あり

14:48 3号タービン建屋（管理区域外）にて受傷

16:00 原子力災害医療協力機関へ搬送開始

令和7年11月29日

9:17 傷病者2名（傷病者E：20歳代、傷病者F：30歳代）

## 傷病者E

意識あり、出血なし、外傷なし、麻痺あり

8:31 管理区域内にて受傷

9:18 原子力災害拠点病院へ搬送開始

## 傷病者F

意識あり、出血あり、外傷あり

8:31 管理区域内にて受傷

9:25 原子力災害拠点病院へ搬送開始

### (3) 避難退域時検査関連

令和7年11月28日

確認中

### (4) 人員派遣関連

令和7年11月28日

16:52 原子力災害医療派遣チームの派遣可能数

弘前大学、1チーム（5名）

17:35 福島医大、1チーム（5名）

広島大学、2チーム（各6名）

長崎大学、1チーム（5名）

17:21 原子力災害拠点病院の派遣可能数

3チーム（各4名）

令和7年11月29日

9:13 避難退域時検査及び簡易除染に係る指導または助言が可能な専門家等について

QST:支援要員3名、専門家2名

# 訓練

資機材:NaI シンチレーションサーベイメータ(3台)

GM 管式サーベイメータ(3台)

個人線量計(5台)

JAEA:支援要員 8 名、専門家1名

資機材:NaI シンチレーションサーベイメータ(2台)

GM 管式サーベイメータ(4台)

個人線量計(9台)

体表面測定車(1台)

## 【5. 放射線防護関係】

○ 放射性物質の外部への影響関係	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力施設外での放射性物質による影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>① O I L 1 を超過したモニタリングポスト：なし</li> <li>② O I L 2 を超過したモニタリングポスト：なし</li> <li>③ 飲食物のスクリーニング基準を超過したモニタリングポスト：なし</li> </ul> </li> <li>・ 飲食物の出荷・摂取制限 現在のところなし</li> </ul>	
令和7年11月29日	
・ 原子力施設外のモニタリングポスト稼働状況：欠測あり	

## 1. 放射性物質の外部への影響に関する情報

### (1) モニタリング情報

ア 原子力施設外での放射性物質による影響 (10:30現在)

現在のところ放出なし

イ 原子力施設外のモニタリングポスト稼働状況

98局 / 100局：稼働中

2局欠測

・ 上関町 八島 (かみのせきちょう やしま) (UPZ：北北西 30.7km)

・ 四電周辺モニタリングポスト 塩成 (しおなし) (準UPZ：南西 6.8km)

可搬型モニタリングポストを設置

・ 四電周辺モニタリングポスト 喜木津 (ききつ) (UPZ：東北東 8.2km) (11/28 17:35)

# 訓練

- ・電子線量計 磯崎（いさき）（UPZ：東北東 11.5km）（11/28 18:00）
- ・電子線量計 櫛生（くしゅう）（UPZ：北東 15.7km）（11/28 18:05）
- ・四電周辺モニタリングポスト 三机（みつくえ）（準 PAZ：南西 7.1km）（11/29 9:55）
- ・電子線量計 川之浜（かわのはま）（準 PAZ：南西 10.9km）（11/29 10:10）
- ・電子線量計 大江（おおえ）（準 PAZ：西南西 9.7km）（11/29 10:30）

## （2）緊急時モニタリング実施計画

緊急時モニタリング実施計画（第1版）策定（11/28 16:45）

## （3）人員派遣・資機材関連

- 玄海、高浜、美浜の上席放射線防災専門官が OFC に参集済み（11/29 2:00）
- QST の派遣要員 3 名が OFC に参集済み（11/29 9:30）
- JAEA に人員派遣要請（16：56）、移動中
- 緊急事態応急対策委員 2 名が ERC に参集済み（11/28 20:00）
- JAEA の航空機モニタリング（無人機）が出発（11/29 9:50）、移動中

## （4）出荷制限・撮取制限関連

現在のところなし

## 【6. 実動対処関係】

### 1. 実動省庁による支援

#### （1）現地派遣関係

令和7年11月28日

- 15：27：国交省に松山空港、宇和球場及び道路の損傷状況を確認。
- 15：45：国交省から松山空港は使用可能との回答。
- 16：15：防衛省へ松山空港から宇和球場までの OFC 等派遣要員の緊急輸送支援について、支援の可否を確認。
- 16：28：OFC 等派遣要員の緊急輸送支援について、防衛省から松山空港から宇和球場までの回転翼機での支援可能との回答。
- 16：30：OFC 等派遣要員の緊急輸送支援について、防衛省に空自入間基地から松山空港まで固定翼機、松山空港から宇和球場まで回転翼機での輸送支援を協力要請。
- 16：33：OFC 等派遣要員の緊急輸送支援について、防衛省から空自入間基地は最速 19 時以降離陸可能との回答。

# 訓練

- 16:51: OFC等派遣要員の緊急輸送支援について、搭乗人数72名が  
17:30規制庁出発、19:30以降空自入間基地着予定。  
(搭乗人数のうち、17名は松山空港まで輸送予定)
- 17:20: OFC等派遣要員の搭乗名簿を防衛省に送付。
- 17:30: OFC等派遣要員(70名)が規制庁出発。警察による先導。副大臣及び秘書官は公用車にて移動。  
以降は、下記の予定。
- 19:30 空自入間基地(C-2輸送機)
  - 21:30 松山空港(CH-47回転翼機)
  - 22:00 宇和球場  
宇和球場から伊方OFCへ移動。
- 22:10: OFC等派遣要員(72名)として、副大臣、OFC事務局長他がOFCに到着。移動実績は下記のとおり。
- 19:00 空自入間基地離陸(C-2輸送機)
  - 21:00 松山空港(CH-47回転翼機)
  - 21:30 宇和島丸山公園陸上競技場着陸
  - 22:30 伊方OFC到着(OFC要員)
  - 24:00 愛媛県庁到着(リエゾン等)
  - 01:00 四国電力本店即応センター(即応センター要員)

## (2) 放射線モニタリング関係

令和7年11月29日

10:03: 航空機モニタリングに伴う資機材・要員の輸送支援及び航空機モニタリングへの協力について調整を開始。

## 【7. 広報関係】

### 1. プレス等公表の状況(国際関係を除く)

#### (1) 情報提供

令和7年11月28日

- 16時00分 記者ブリーフィング(第1回)
- 16時31分 Nアラート(第1報)
- 17時30分 記者ブリーフィング(第2回)
- 18時00分 Nアラート(第2報)
- 18時25分 Nアラート(第3報)

# 訓練

令和7年11月29日

8時34分 Nアラート（第4報）

9時00分 記者ブリーフィング（第3回）

9時45分 記者ブリーフィング（第4回）

(2) 記者会見等

令和7年11月28日

19時00分 ERC会見（第1回）

【8. 国際関係】

1. プレス等公表の状況（国際関係）

(1) 情報提供

令和7年11月28日

14:45 IAEA通報第1報

15:48 IAEA通報第2報

17:47 IAEA通報第3報

(2) 放射性物質の外部への影響に関する情報

現在のところなし

原子力発電所から おおむね

**5~30km** 圏内に

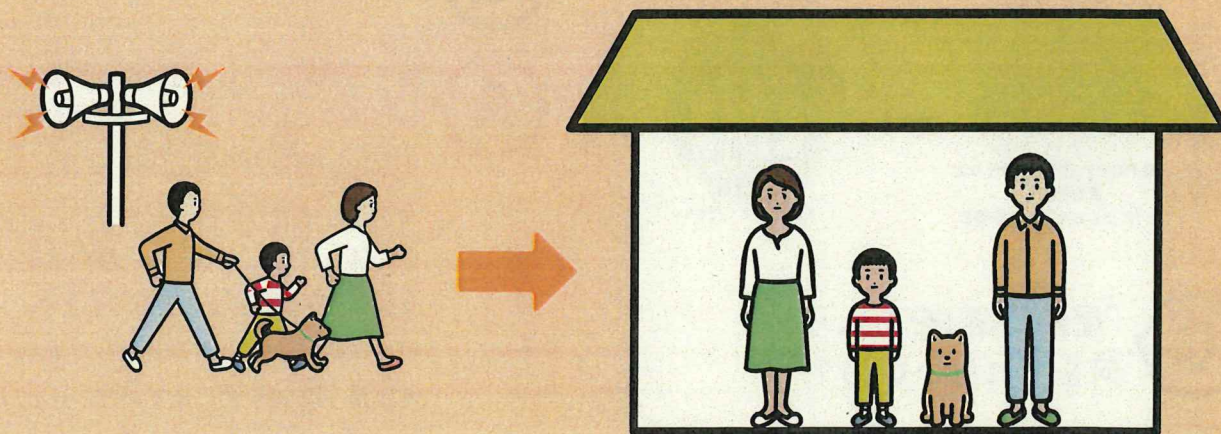
お住まいのみなさまが行う

# 屋内退避 について



\*PAZ: Precautionary Action Zone  
\*UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone

災害などにより原子力発電所の状態が悪化した場合は、無理な避難による無用な被ばく等のリスクを避けるため、行政の指示に従い、放射性物質の放出に備えて「屋内退避」を開始してください。



屋内退避をしたら…



戸締めりをする



換気設備を止める

もっと詳しく知りたい方は？

裏面の **Q & A** へ



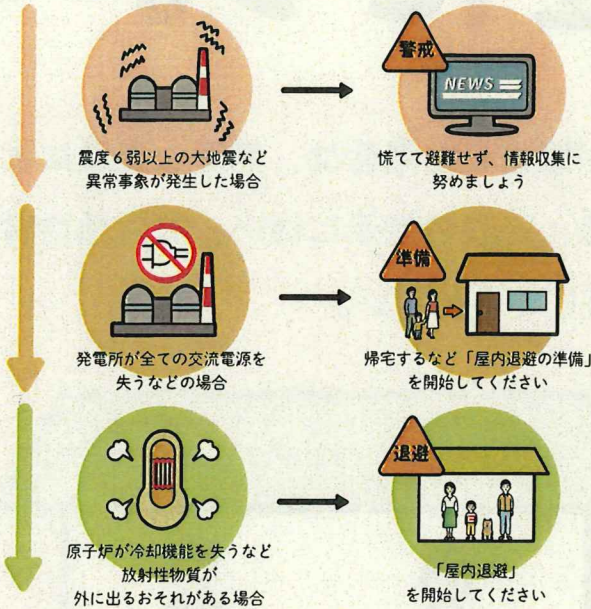
UPZにお住まいの方の  
**屋内退避**

**Q & A**

**Q** どんな状況で「屋内退避」を開始するの？

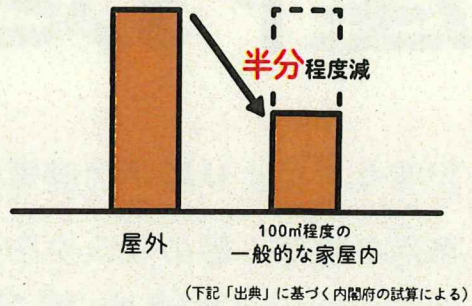
**A** 原子力発電所から放射性物質が漏れ出るおそれのある緊急事態時に「屋内退避」を開始することになります。

屋内退避の開始の際には行政からその指示があります。ただし、津波等の自然災害に対する命を守る行動を優先してください。



**Q** 「屋内退避」は、どのくらい被ばくが抑えられるの？

**A** 100㎡程度の一般的な家屋内では建物の気密性と遮へい効果により放射線の被ばく量は半分程度低減することがわかっています。



**Q** なぜすぐに避難しないの？

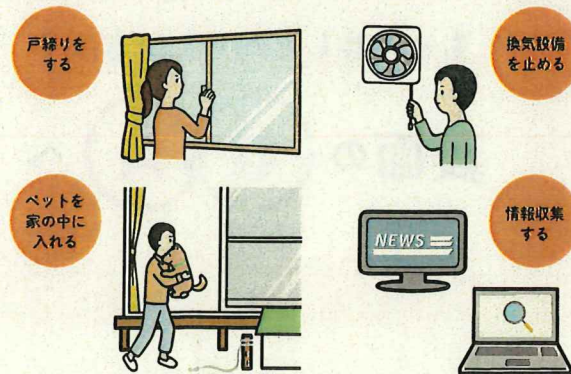
**A** 慌てて避難すると、避難渋滞に巻き込まれ渋滞中に被ばくしたり、体調が悪化するなど、様々な危険が伴います。また、万が一、放射性物質が放出され、お住まいに流れてきたとしても、屋内退避により被ばくを低減することができます。

仮に一時移転等が必要となった場合\*は、行政からお知らせしますので、それまでは行政の指示に従い屋内退避を続けてください。 \*外の空間線量率が継続的に20μSv/hを超える場合

屋内退避を続ける必要がなくなれば、行政からお知らせします。

**Q** 「屋内退避」をしたら、何をすればいいの？

**A** ドアや窓を閉める、換気設備を止めるなど、以下のことを行ってください。



**参考**

外の空間線量率が20μSv/h程度である地域に留まり続けたとしても、追加で受ける被ばく線量は初めの年でも自然放射線による年間の被ばく線量と同程度\*に過ぎません(その後、線量はさらに下がっていきます)。そのため、行政の指示に従って落ち着いて行動しましょう。

\*物理的な減衰、雨水、風等の自然要因による拡散減衰等によるもの。

(下記「出典」より)

# 訓 練

## 指 示

令和7年11月29日10時50分

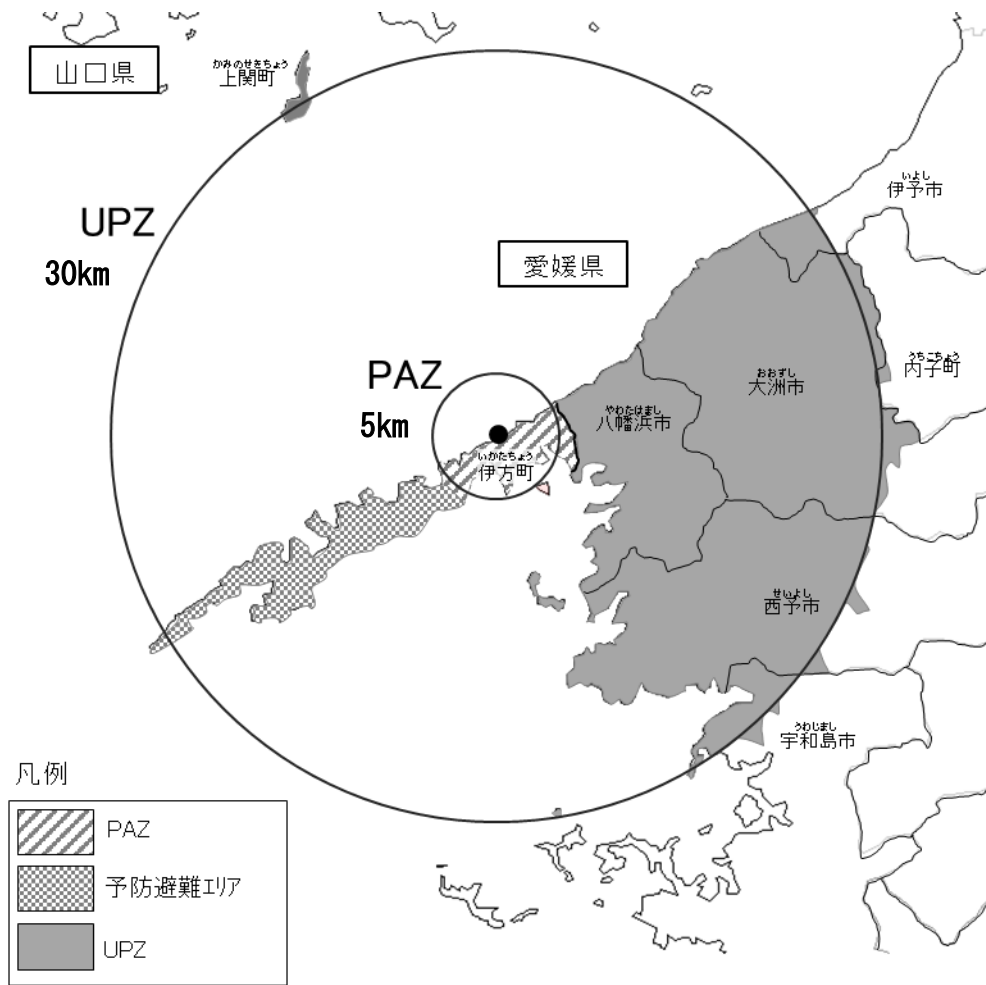
愛媛県知事 殿  
山口県知事 殿  
伊方町長 殿  
八幡浜市長 殿  
大洲市長 殿  
西予市長 殿  
宇和島市長 殿  
伊予市長 殿  
内子町長 殿  
上関町長 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

伊方発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

### 記

- ・同発電所から概ね5km圏内(PAZ)及び同発電所の予防避難エリアの住民等に対して、自治体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難するよう指示すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続するよう指示すること。
- ・予防避難エリアを除く同発電所から概ね5kmから30km圏内(UPZ)の住民等に対して、自治体の指示に従い、原則、自宅にて屋内退避するよう指示すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避するよう指示すること。今後、事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等に対しては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動するよう指示すること。
- ・政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を愛媛県西予市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の安全確保を最優先に、全力で対処していく。現時点では放射性物質が放出される事態に至っていないので、住民等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動するよう指示すること。



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	愛媛県	伊方町の一部 (①)
予防避難エリア	愛媛県	伊方町の全域 (①を除く)
UPZ	愛媛県	八幡浜市の全域
		大洲市の一部
		西予市の一部
		宇和島市の一部
		伊予市の一部
	内子町の一部	
	山口県	上関町の一部

## 安定ヨウ素剤の服用に当たって

## 1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。  
特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

## 2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

## 3. 服用量及び服用方法

以下の表<sup>1</sup>に示す。

<sup>1</sup> 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日 一部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg）1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg）2包 又は ゼリー剤（32.5mg）1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤（50mg）1丸※
13歳以上	76	100	丸剤（50mg）2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

## 4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

# 訓 練

## 公 示

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>愛媛県伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、山口県上関町</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 令和7年11月29日9時28分</p>
	<p>発生場所 四国電力株式会社伊方発電所3号機</p>
	<p>発生場所の天候状況 晴れ</p>
	<p>放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし モニタリングポストの値：異常なし</p>
	<p>被害状況： 令和7年11月28日16時45分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（10条事象） 令和7年11月29日9時45分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（15条事象）</p>
<p>その他の特記事項</p>	<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同発電所から概ね5 km圏内（PAZ）及び同発電所の予防避難エリアの住民等は、自治体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続すること。</li> <li>・予防避難エリアを除く同発電所から概ね5 kmから30 km圏内（UPZ）の住民等は、自治体の指示に従い、原則、自宅にて屋内退避すること。 ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。 今後、事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。</li> <li>・政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を愛媛県西予市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の安全確保を最優先に、全力で対処していく。 現時点では放射性物質が放出される事態に至っていないので、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。</li> </ul>	

令和7年11月29日10時50分